

第175号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 10月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

事例1 有名家具店の公式サイトだと思い、ソファが約2万円と**安く**なっていたので購入した。**受注メール**が**届かない**ので、改めてサイトを確認したところ、**URL**が公式サイトと**違っており**、**偽サイト**だと気付いた。(70歳代 男性)

事例2 有名家電メーカーの公式サイトだと思い、**格安**で

販売されていた掃除機を注文した。受注メールは届いたが、なかなか**商品**が**届かず**不審に思っていたところ、偽ブランドのマフラーが送られてきた。家電メーカーに確認し、**偽サイト**を利用したことが分かった。

(60歳代 女性)



有名企業の公式サイトだと思ったら**模倣サイト**だった

模倣サイトでクレジットカード決済をしたことに気づいたときは、すぐにクレジットカード会社に連絡をしましょう。

大崎市消費生活センターに
相談しましょう。

TEL0229(21)7321

有名企業等の公式サイトに、よく似た模倣サイトで商品を注文し、代金を支払ってしまったという相談が寄せられています。

模倣サイトでは、日本語などが明らかにおかしいものもありますが、最近では見分けがつかないほどよく似ているものもあります。販売価格が大幅に値引きされている場合などは、模倣サイトの可能性が高く、注意が必要です。

(国民生活センター見守り新鮮情報より引用)

消費生活関連

10 月中にウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「9 月から, 看取り保険をはじめた。85 才まで入れる。月 3,000 円から積立て, 10 年で返金となる。」と電話があったが, 断った。
- ・「保険が安くなるので見直ししてみませんか。」と電話があったが, 断った。
- ・「携帯電話会社の回線のモデムを無料設置する案内。」と電話があった。
- ・「以前購入していただいた方に電話している。コロナ禍で売れなくなった「かに」を瞬間冷凍したものを安く販売している。」と電話があり, 断った。別の日にも, 同様の電話があった。
- ・化粧品会社のような早口で聞き取れなかった。「以前買っていました。」と, しつこく言われた。「覚えがありません。」と断ったが電話を切ってもらえず, こちらから切った。
- ・「〇〇電力の電気代の変更に伴い, 電気代の見直しをしないか。」と電話があったが, 断った。
- ・「電気代が安くなる。」と太陽光と蓄電池の連携システムの案内の電話があり, 断った。(他 3 件)
- ・不用品の引き取り業者から「女性用の古い洋服を買いいたい。」と電話があった。
- ・「バック, 靴, 古着を買い取る。」と電話があったが, 「ない。」と断った。(他 2 件)



訪問販売

- ・「不用品を引き取る店を開店したが, 品物が少ないので集めに来た。」と言ってパンフレットを置いて行ったが, 「ない。」と断った。
- ・自宅に訪問した住宅修理の業者から「雨どいがずれていますが気になりますか。」などと言われた。業者はマスクもしていなかったため, すぐに断った。



その他

- ・布団のリフォームのパンフレットが郵便受けに入っていた。
- ・共済保険のパンフレットが郵便受けに入っていた。
- ・大手通販会社の名前が書かれたメール(SMS)が来た。「支払い方法の変更」という内容だったが, 心あたりがない。
- ・「大手電話会社を装う詐欺メールで, 1,200 人・1 億円の被害」との新聞記事があった。

(消費者庁イラスト集より引用)

消費生活相談員からのコメント

「電話勧誘」に関する報告で, 「電気料金が安くなる」との内容が特に目立ちました。平成 28 年に電力が小売全面自由化となり, 消費者は電力会社を自由に選び, 契約できるようになりました。新たな事業者と契約する際には検針票や請求書に書かれている「22 桁の供給地点特定番号, 契約者の名義, 住所, 顧客番号」などが必要となります。これらは重要な個人情報です。実際には, 「安くならなかった。」という事例もあります。各家庭の利用状況にもよりますが, 必ずしも安くなるとは限りません。事業者と契約する意思がない場合は, 安易に検針票や請求書を見せないこと, 必要がない場合はきちんと断ることが大切です。

(参考: 経済産業省 HP, 国民生活センターHP)

食品の品質表示

10月中にウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈10月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	しいたけ	名称・産地	20	有	20
					無	0
		梨		20	有	20
					無	0
	水産物	魚	名称・産地	20	有	20
					無	0
	畜産物	豚肉		20	有	20
					無	0
加工食品		乾燥のり	名称・原材料名・内容 量・賞味期限・保存方 法・製造者(販売者)名・ 製造者(販売者)住所	10	有	10
					無	0

◆報告

- ・梨もそろそろ終わりに近づいてきたせいなのか、固めで甘味も水分も少なかったような気がする。
- ・カツオの刺身を買って食べてみたら、切身の厚さが薄く固くて、味付けをして焼いて食べた。
- ・「浅草のり」は、現在有明海で養殖しているという説明が記載されていた。



カットパンによる乳児の窒息事故が発生

－小さくちぎって与え、飲み込むまで目を離さないで－

2020年10月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」(「ドクターメール箱」)に、カットパンを食べた10カ月の男児が窒息して死亡し、また、2021年6月には11カ月の男児が食べ、喉に詰まらせて窒息したという事故情報が寄せられました。

事故商品画像

1歳前後の乳幼児に食べ物を与える際は、無理なく食べられるよう、小さく切って与え、飲み込むまで目を離さないように注意しましょう。また、食品で窒息が起こったときは、直ちに応急処置を行い、救急要請しましょう。



詳細は下記 URL を確認願います。

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20211019_1.pdf

～国民生活センターより抜粋～

～ 編集後記 ～

SNS は色々な人との交流の場として、ファッションやグルメ、日々のニュースなどの情報収集など便利なツールとして活用している方が増えてきました。

「稼げる。」という SNS 広告を見て副業サイトにアクセスしたら高額な情報商材を買わされた、SNS で知り合った相手から出会い系サイトに誘引され高額な費用を請求された等、SNS をきっかけとした消費者トラブルも増加し、相談件数も年々増加しています。

中高生の間でもトラブルが発生しています。利用方法に注意して、上手に楽しく活用していきましょう。下記の SNS でトラブルに遭わないためのポイントを参考にしてみてください。

・ ・ SNS でトラブルに遭わないためのポイント ・ ・

- SNS 上の広告はしっかり内容を確認しましょう。
- SNS 上で知り合った相手が本当に信用出来るか慎重に判断しましょう。
- 身分証明書の送付や個人情報の書き込みを簡単にしないようにしましょう。

～国民生活センターHP より抜粋～



本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町 1 番 1 号(東庁舎 1 階)